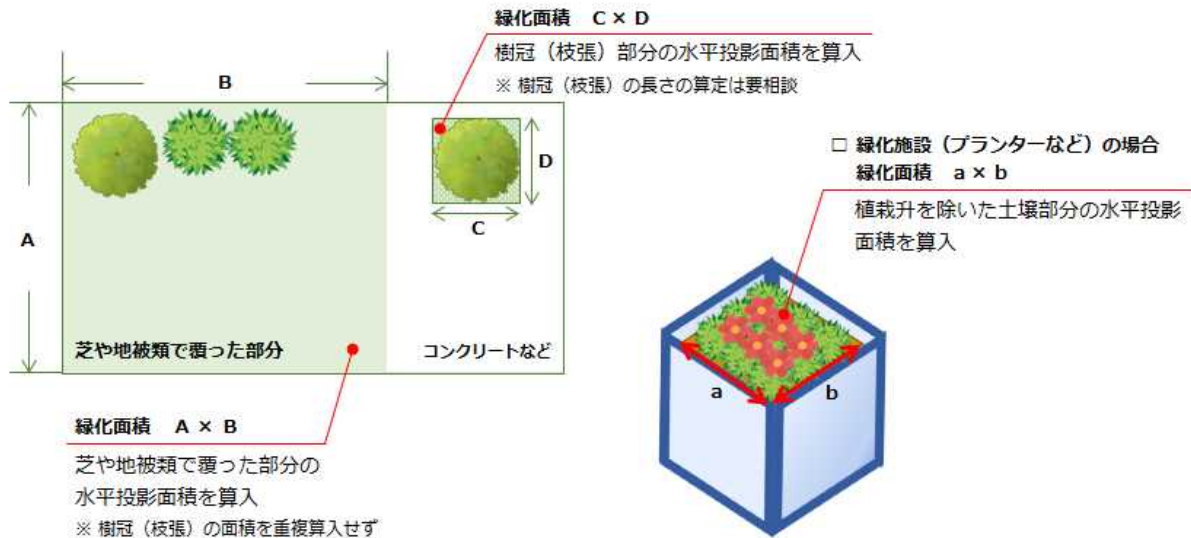


1. 緑化面積とは

緑化面積とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、容量が100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）の水平投影面積をいう。

【緑化面積算入例】



2. 規定緑化面積について

箕面市まちづくり推進条例（平成9年箕面市条例第22号）第18条及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成9年箕面市規則第19号）第4条に規定する建設基準のうち、緑化に関する事項にかかる建設基準は以下のとおり。

【地上部】… 敷地のうち建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をさす

種別			緑化面積	
住宅	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	敷地面積に対する割合	10%以上
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域		5%以上
	市街化調整区域	15%以上		
住宅以外の建築物	市街化区域	建ぺい率 ^{※1} 60%以下の地域	15%以上	
		建ぺい率 ^{※1} 60%を超える地域	5%以上	
	市街化調整区域	20%以上		
その他の建設行為 ^{※2}			規模、目的に応じ市長が定める。	

- ※1 建築基準法第53条第1項の規定によるものとし、同条第3項第2号に基づく角地緩和は適用しない。
- ※2 選挙事務所、モデルルーム、工事中仮設事務所等のうち設置期間がおおむね1年以内であり、かつ、現状回復が明確である場合の建設行為または都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第3条に規定する行為、駅舎、給油所、墓地等をいう。

ただし、道路側の緑化等により景観上特に配慮が認められる場合は、緑地規模を減ずることができるものとする。（5. 緑地規模を減ずることができる事例 参照）

【建築物上】 …… 建築物の屋上をさす

種別	緑化面積
建設行為面積が1,000㎡以上の建設行為 (建築物の建築を伴うものに限る。)	屋上面積 ^{※3} の10%以上

※3 屋上（建築物の屋上部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条第1項に定める手すり壁、柵又は金網があり、エレベーター、階段（ステップ型）及び平面フロアにより、人が行き来できるもの）をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（空調機器、エレベーター、傾斜車路、広告塔、ヘリポート等）にかかる部分を除いた面積をいう。

なお、緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において、当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

3. 規定植栽樹木について

建設行為に関する施行基準要綱（平成22年4月1日訓令第28号）第64条に規定する建設行為に関する緑化基準は次のとおり。

【植栽本数】 …… 原則として、緑化面積百平方メートル当たり高木10本、中木10本、低木100本以上とする。

【高木】 …… 幹周り0.2メートル以上、高さ3メートル以上
 （樹種）イチョウ、シイ、カシ、クスノキ、クロガネモチ、タイサンボク、ヤマモモ、エノキ、ケヤキ、コブシ、ソメイヨシノ、トウカエデ、ユリノキ、ヤエザクラ、イロハモミジ等

【中木】 …… 高さ1.5メートル以上、3メートル未満
 （樹種）アオキ、アセビ、イヌツゲ、マサキ、モクセイ、ヤツデ、サンゴジュ、オトメツバキ、カナメモチ、トウネズミモチ等

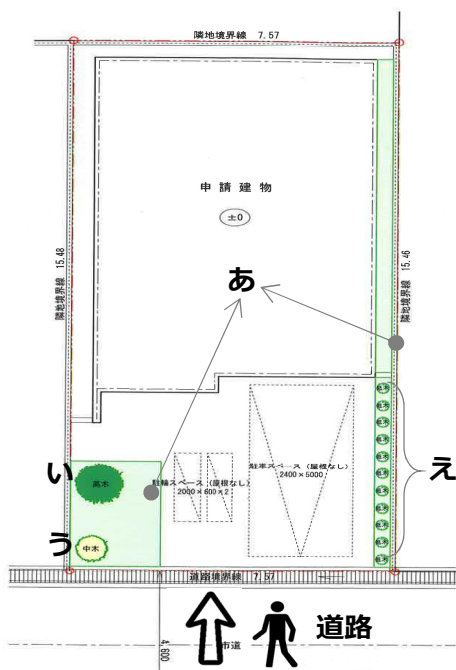
【低木】 …… 高さ0.4メートル程度

(樹種) クチナシ、サツキ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ、トベラ、アジサイ、アベリア、コデマリ、ドウダンツツジ、ボケ、レンギョウ、ユキヤナギ等

なお、算出時少数点以下は切捨てとし、1本未満の本数となる場合は1本以上とする。

4. 植栽計画事例

植栽場所については、前面道路から見える場所など、まちの景観・美化を推進するものであることが望ましい。



種別	住宅
	市街化区域
	建ぺい率60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の10%以上

【上記条件における植栽計画事例】

敷地面積	117.16 m ²	
緑化面積	117.16 m ² × 10% ÷ 11.72 m ²	あ
高木 樹種・本数	ヤエザクラ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ÷ 1.2本 → 1本	い
中木 樹種・本数	オトメツバキ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ÷ 1.2本 → 1本	う
低木 樹種・本数	サツキ 11.72 m ² ÷ 1 m ² /本 ÷ 11.7本 → 11本	え

※ 緑化面積は、少数点第2位を四捨五入とする

※ 小数点以下切捨て、ただし1本未満の本数となる場合は1本とする

5. 緑地規模を減ずることができる事例（基準A・B・Cの組み合わせも可）

前面道路側などから見える場所に植栽し、まち全体の緑化推進に寄与した場合は、規定緑化面積や規定植栽樹木数を減ずることができるものとする。

なお、前面道路側とは、道路境界から3メートルの範囲内とし、前面道路以外の道路に面している場合についても、それぞれの道路について、道路境界から3メートルの範囲内で対象とする。

事例1

「高木」「中木」の植栽場所を前面道路側などにすることで、必要緑化面積を減ずることができる。

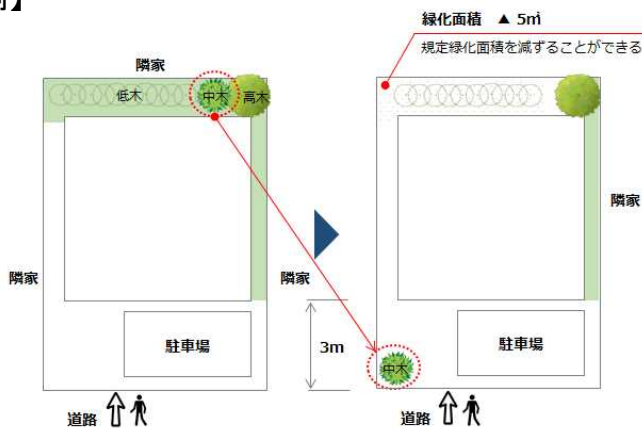
(基準A) 【住宅】

	植栽樹木数		緑化面積
敷地面積 150 m ² 未満	高木 1 本	=	▲ 10 m ²
	中木 1 本	=	▲ 5 m ²
敷地面積 150 m ² 以上	高木 1 本	=	▲ 10 m ²
	中木 1 本	=	▲ 5 m ²

【住宅以外の建築物】

	植栽樹木数		緑化面積
敷地面積規定なし	高木 1 本	=	▲ 10 m ²
	中木 1 本	=	▲ 5 m ²

【例】



種別	住宅
	市街化区域
	建ぺい率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 10%以上
敷地面積	117.16 m ²

(上記条件における植栽計画事例)

規定どおり		基準A適用
緑化面積	$117.16 \text{ m}^2 \times 10\% \div 10 \div 10 = 11.72 \text{ m}^2$	$11.72 \text{ m}^2 - 5 \text{ m}^2 = 6.72 \text{ m}^2$
高木 樹種・本数	ヤエザクラ $11.72 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2/\text{本} \div 10 \div 10 = 1.2 \text{ 本} \rightarrow 1 \text{ 本}$	→ オトメツバキ 1 本 前面道路側に植栽
中木 樹種・本数	オトメツバキ $11.72 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2/\text{本} \div 10 \div 10 = 1.2 \text{ 本} \rightarrow 1 \text{ 本}$	
低木 樹種・本数	サツキ $11.72 \text{ m}^2 \div 1 \text{ m}^2/\text{本} \div 10 \div 10 = 11.7 \text{ 本} \rightarrow 11 \text{ 本}$	

※ 緑化面積から規定植栽樹数を算出した後に基準Aを適用する

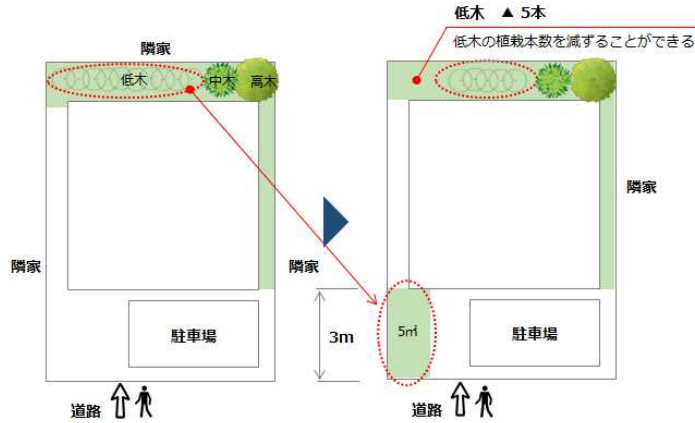
事例2

前面道路側などに規定緑化面積を確保することで、「低木」の植栽本数を減ずることができる。

(基準B)

	植栽樹木数		緑化面積
住宅及び住宅以外の建築物	低木 5 本	=	5 m ²

【例】



種別	住宅
	市街化区域
	建ぺい率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 10%以上
敷地面積	117.16 m ²

(上記条件における植栽計画事例)

規定どおり		基準B適用	
緑化面積	117.16 m ² × 10% ≒ 11.72 m ²		11.72 m ² + 5 m ² = 16.72 m ² 追加 5 m ² 前面道路側に確保
高木 樹種・本数	ヤエザクラ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ≒ 1.2 本 → 1 本	→	
中木 樹種・本数	オトメツバキ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ≒ 1.2 本 → 1 本		
低木 樹種・本数	サツキ 11.72 m ² ÷ 1 m ² /本 ≒ 11.7 本 → 11 本		サツキ 11 本 - 5 本 = 6 本

※ 緑化面積から規定植栽樹数を算出した後に基準Bを適用する

事例3

植栽場所を前面道路側などにすることで、「低木」を「中木」に、「中木」を「高木」に換算し、植栽本数を減ずることができる。

(基準C) 【住宅】

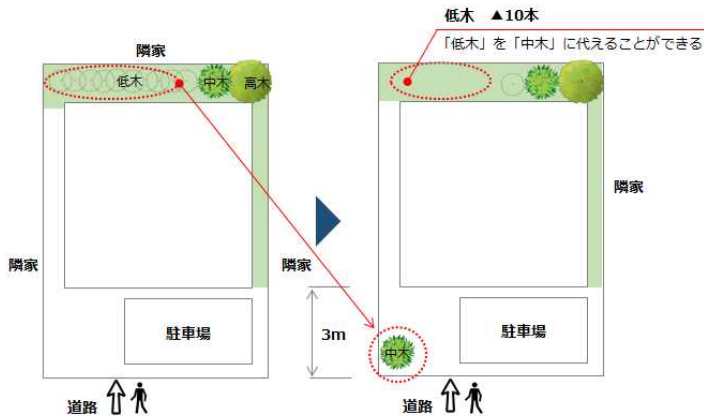
	植栽樹木数	=	植栽樹木数
敷地面積 150 m ² 未満	低木 10 本	=	中木 1 本
敷地面積 150 m ² 以上	低木 3 本	=	中木 1 本
	中木 3 本	=	高木 1 本

【住宅以外の建築物】

	植栽樹木数	=	植栽樹木数
敷地面積規定なし	低木 3 本	=	中木 1 本
	低木 10 本	=	高木 1 本
	中木 3 本	=	高木 1 本

※ 樹種については、景観計画及び地区計画、地域特性・景観を考慮し市と協議の上決定する

【例】



種別	住宅
	市街化区域
	建ぺい率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 10%以上
敷地面積	117.16 m ²

(上記条件における植栽計画事例)

	規定どおり	基準C適用
緑化面積	117.16 m ² × 10% ≒ 11.72 m ²	
高木 樹種・本数	ヤエザクラ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ≒ 1.2 本→1 本	
中木 樹種・本数	オトメツバキ 11.72 m ² ÷ 10 m ² /本 ≒ 1.2 本→1 本	1 本 + 1 本 = 2 本 追加分を前面道路側に植栽
低木 樹種・本数	サツキ 11.72 m ² ÷ 1 m ² /本 ≒ 11.7 本→11 本	11 本 - 10 本 = 1 本

※ 緑化面積から規定植栽樹数を算出した後に基準Cを適用する

6. 規定緑化面積に算入が可能なその他の事例

敷地の面積を理由に、前面道路側に十分な緑地面積を確保できない場合などにおいて、まち全体の緑化推進に寄与することを目的に、規定緑化面積に算入することができる事例は次のとおり。

なお、前面道路側とは、道路境界から3メートルの範囲内とし、前面道路以外の道路に面している場合についても、それぞれの道路について、道路境界から3メートルの範囲内で対象とする。

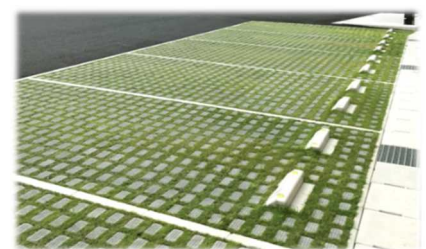
事例 I

前面道路側などから見える場所に駐車場を整備する場合に限り、駐車場部分の緑化面積を算入することができる。

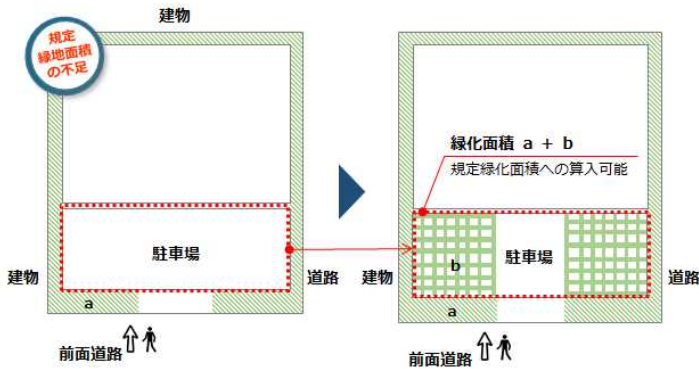
ただし、コンクリート製にするなど、緑化面積を永続的に維持できる材質のものに限り可とし、ブロック間の緑地部分のみの算入とする。

(例：緑化ブロック)

コンクリートブロックを一定間隔で敷設した隙間、またはプラスチック製緑化マットなどの隙間に芝生(地被類)を生育させ舗装したもの



【例】



種別	住宅以外の建築物
	市街化区域
	建蔽率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 15%以上
敷地面積	400 m ²

(上記条件における事例)

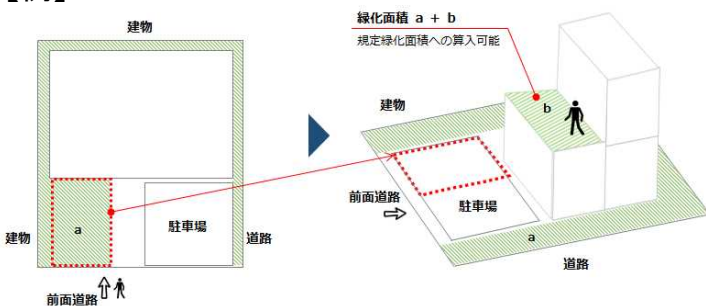
規定緑化面積	$400 \text{ m}^2 \times 15\% = 60 \text{ m}^2$		
a	50 m ² (10 m ² 不足)	→	50 m ²
b (駐車場)			10 m ² 前面道路側駐車場に緑化ブロックで確保

事例 II

前面道路側などから見える場所に、規定緑化面積の 3分の2 以上を確保した場合は、残りの緑化面積を 2 階以上に確保することができる。(住宅以外の建築物のみ)

ただし、2 階以上に緑化面積を確保する場合は、多くの施設利用者から視認できる場所に確保しなければならない。

【例】



種別	住宅以外の建築物
	市街化区域
	建ぺい率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 15%以上
敷地面積	400 m ²

(上記条件における事例)

規定緑化面積	$400 \text{ m}^2 \times 15\% = 60 \text{ m}^2$		
a (1階)	60 m ²	→	40 m ² (規定緑化面積の 3分の2)
b (2階)			20 m ² (規定緑化面積の 3分の1) 多くの施設利用者から視認できる 2 階に確保

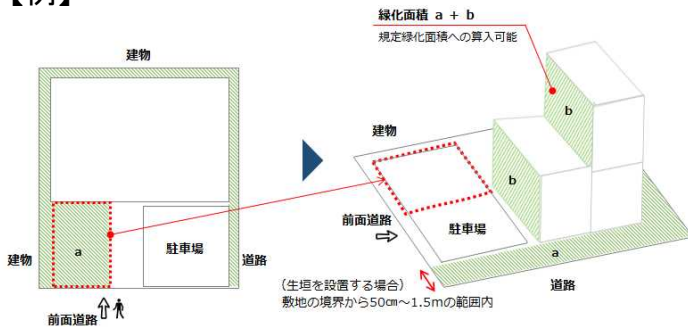
事例Ⅲ

前面道路側などから見える場所に壁面緑化を行う場合に限り、壁面緑化部分の緑化面積を算入することができる。

ただし、宅地法面などの擁壁について、原則として「プランター・ユニット型」「下垂型」「登はん型」など、固定された植栽基盤に常緑植物が植栽され、適切に管理されるもののみ算入できるとし、ネットフェンスなどへの緑化は認めない。

また、敷地や庭などの区画として設ける樹木を植栽した生垣を設置する場合は、敷地の境界から「50 cm～1.5m」の範囲とし、適正に管理されるもののみ対象とする。

【例】



種別	住宅以外の建築物
	市街化区域
	建ぺい率 60%以下の地域
緑化面積	敷地面積の 15%以上
敷地面積	400 m ²

(上記条件における事例)

規定緑化面積	$400 \text{ m}^2 \times 15\% = 60 \text{ m}^2$		
a (1階)	60 m ²	→	30 m ²
b (壁面)			30 m ² 固定された植栽基盤への植栽により確保

(施工例) 日本土工株式会社提供写真

